明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（七〇）　七
○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（七一）　一〇
〔政　令〕
○産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九八）　三
○産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（一九九）　三
○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇〇）　三
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三四）　三六
○産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令（同三五）　三六
〔府令・省令〕
○産業競争力強化法施行規則（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　二九
○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三五
○中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令（同二）　四〇
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・経済産業一）　四〇
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　四七
○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令の一部を改正する命令（同三）　四七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　四七
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　五二
○産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業一）　五二
○産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令の一部を改正する命令（同二）　五三
○中小企業等経営強化法第二十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令（同三）　五四
○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令（同四）　五六
〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務四一）　五六
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務一九）　五七
○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働二）　五七
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務四八、四九）　五八
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同五〇）　六〇
○株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（同五一）　六〇
○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　八一
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業二）　八二
○中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令（同三）　八二
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二四）　八二
○特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学・経済産業二）　八三
○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働八三）　八六
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業三）　八九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。